

令和元年11月15日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 岩井 清和

参事役 船山 雄司

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁(令和元年度上半期分)について

令和元年度上半期(平成31年4月～令和元年9月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	渋谷年金事務所 室長(40代 男性)	戒告	(令和元年) 7月25日	年金給付関係届書の処理を遅延した 他、お客様対応を適切に行っていなかったもの
2	岡山東年金事務所 室長(50代 女性)	戒告	(令和元年) 9月24日	年金給付関係届書の処理を遅延した 他、書類管理を適切に行っていなかったもの
3	機構本部人事部付 (40代 男性)	戒告	(令和元年) 9月30日	勤務時間中に職場内で不適切な行為 に及んだもの

※ 被処分者の所属・役職は原則として行為時のもの

以 上